

任意継続掛金還付請求書

(この請求書を提出するときは、任意継続組合員 資格喪失申出書も提出してください。)

フリガナ		任意継続組合員 番 号	
任意継続組合員で あった者の氏名			
フリガナ		任意継続組合員で あった者との続柄	本人・その他() その他は組合員死亡の場合のみ
還付請求者 氏 名			
還付対象掛金 (※注意事項①)	令和 年 月 分 から 令和 年 月 分 まで (計 カ月分)		
還付請求額 (※注意事項②)	円		
請求者名義の 銀行口座	金融機関名		
	支店名	支 店	
	口座種別	普 通 預 金	
	口座番号		
還付請求の理由	[1 任意継続組合員 資格喪失申出書の理由に同じ 2 その他()のため		
資格喪失年月日	令和 年 月 日		
上記のとおり請求します。 公立学校共済組合大阪支部長 様 年 月 日 〒 ー 還付請求者 住 所 氏 名 電話番号 () ー			
※共済組合記入欄	全還付 ・ 各月 ・ 前納 ・ 前期損	還付金額	円

- ※注意事項
- ① 資格喪失日が属する月以降で払込み済みの掛金が還付対象となります。(資格喪失日が6月10日の場合は6月以降の払込み済みの掛金を還付)ただし、任意継続組合員の資格を取得した月に資格喪失した場合は該当月の掛金は還付対象外です。
 - ② 還付請求額は空欄でも構いません。経理担当にて還付額を計算し還付します。
 - ③ 任意継続組合員の死亡により相続人が還付請求する場合は、請求者が先順位の相続人であることがわかる書類(戸籍謄本の写し等)を添付してください。※相続人が被扶養配偶者である場合は不要
 - ④ 還付は、資格喪失手続きに必要なすべての書類を受理した月の翌月末以降になりますので、ご了承ください。